

第九十八回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第 四 号

昭和五十八年三月二日(水曜日)
午前十時三十四分開議

出席委員

委員長 登坂重次郎君

理事 野田 毅君

理事 森 清君

理事 後藤 茂君

理事 長田 武士君

理事 天野 公義君

理事 浦野 休興君

理事 奥田 幹生君

理事 島村 宜伸君

理事 中島源太郎君

理事 宮下 創平君

理事 上田 哲君

理事 清水 勇君

理事 渡辺 三郎君

理事 横手 文雄君

理事 石原健太郎君

出席國務大臣

出席政府委員

公正取引委員会 委員長 高橋 元君

公正取引委員会 事務局長 佐藤徳太郎君

通商産業省 通商産業政務次官 渡辺 秀央君

通商産業省 通商産業大臣官房長 柴田 益男君

通商産業省 通商産業大臣官房審議官 野々内 隆君

通商産業省 通商産業大臣官房審議官 池田 徳三君

通商産業省 通商産業大臣官房審議官 小長 啓一君

通商産業省 通商産業大臣官房審議官 植田 守昭君

通商産業省 通商産業大臣官房審議官 植田 守昭君

通商産業省 通商産業大臣官房審議官 植田 守昭君

通商産業省 通商産業大臣官房審議官 植田 守昭君

通商産業省 通商産業大臣官房審議官 植田 守昭君

通商産業省 通商産業大臣官房審議官 植田 守昭君

通商産業省 通商産業大臣官房審議官 植田 守昭君

通商産業省 通商産業大臣官房審議官 植田 守昭君

通商産業省 通商産業大臣官房審議官 植田 守昭君

通商産業省 通商産業大臣官房審議官 植田 守昭君

通商産業省 通商産業大臣官房審議官 植田 守昭君

通商産業省 通商産業大臣官房審議官 植田 守昭君

通商産業省 生活産業局長 黒田 真君

資源エネルギー庁 庁長官 豊島 格君

資源エネルギー庁 庁長官 小川 邦夫君

庁公益事業部長 神谷 和男君

中小企業庁長官 本郷 英一君

中小企業庁計画部長 中西 申一君

中小企業庁計画部長 中西 申一君

中小企業庁計画部長 中西 申一君

中小企業庁計画部長 中西 申一君

中小企業庁計画部長 中西 申一君

中小企業庁計画部長 中西 申一君

中小企業庁計画部長 中西 申一君

中小企業庁計画部長 中西 申一君

中小企業庁計画部長 中西 申一君

中小企業庁計画部長 中西 申一君

中小企業庁計画部長 中西 申一君

中小企業庁計画部長 中西 申一君

中小企業庁計画部長 中西 申一君

中小企業庁計画部長 中西 申一君

中小企業庁計画部長 中西 申一君

中小企業庁計画部長 中西 申一君

中小企業庁計画部長 中西 申一君

中小企業庁計画部長 中西 申一君

中小企業庁計画部長 中西 申一君

中小企業庁計画部長 中西 申一君

中小企業庁計画部長 中西 申一君

中小企業庁計画部長 中西 申一君

中小企業庁計画部長 中西 申一君

中小企業庁計画部長 中西 申一君

中小企業庁計画部長 中西 申一君

中小企業庁計画部長 中西 申一君

中小企業庁計画部長 中西 申一君

中小企業庁計画部長 中西 申一君

中小企業庁計画部長 中西 申一君

中小企業庁計画部長 中西 申一君

中小企業庁計画部長 中西 申一君

中小企業庁計画部長 中西 申一君

中小企業庁計画部長 中西 申一君

臨時措置法の一部を改正する法律案、両案を議題とし、それぞれ趣旨の説明を聴取いたします。山

中 通商産業大臣。

臨時措置法の一部を改正する法律案、両案を議題とし、それぞれ趣旨の説明を聴取いたします。山

中 通商産業大臣。

臨時措置法の一部を改正する法律案、両案を議題とし、それぞれ趣旨の説明を聴取いたします。山

中 通商産業大臣。

臨時措置法の一部を改正する法律案、両案を議題とし、それぞれ趣旨の説明を聴取いたします。山

中 通商産業大臣。

臨時措置法の一部を改正する法律案、両案を議題とし、それぞれ趣旨の説明を聴取いたします。山

中 通商産業大臣。

臨時措置法の一部を改正する法律案、両案を議題とし、それぞれ趣旨の説明を聴取いたします。山

中 通商産業大臣。

臨時措置法の一部を改正する法律案、両案を議題とし、それぞれ趣旨の説明を聴取いたします。山

中 通商産業大臣。

臨時措置法の一部を改正する法律案、両案を議題とし、それぞれ趣旨の説明を聴取いたします。山

中 通商産業大臣。

臨時措置法の一部を改正する法律案、両案を議題とし、それぞれ趣旨の説明を聴取いたします。山

中 通商産業大臣。

臨時措置法の一部を改正する法律案、両案を議題とし、それぞれ趣旨の説明を聴取いたします。山

中 通商産業大臣。

臨時措置法の一部を改正する法律案、両案を議題とし、それぞれ趣旨の説明を聴取いたします。山

中 通商産業大臣。

臨時措置法の一部を改正する法律案、両案を議題とし、それぞれ趣旨の説明を聴取いたします。山

中 通商産業大臣。

臨時措置法の一部を改正する法律案、両案を議題とし、それぞれ趣旨の説明を聴取いたします。山

中 通商産業大臣。

臨時措置法の一部を改正する法律案、両案を議題とし、それぞれ趣旨の説明を聴取いたします。山

中 通商産業大臣。

臨時措置法の一部を改正する法律案、両案を議題とし、それぞれ趣旨の説明を聴取いたします。山

中 通商産業大臣。

臨時措置法の一部を改正する法律案、両案を議題とし、それぞれ趣旨の説明を聴取いたします。山

中 通商産業大臣。

臨時措置法の一部を改正する法律案、両案を議題とし、それぞれ趣旨の説明を聴取いたします。山

中 通商産業大臣。

臨時措置法の一部を改正する法律案、両案を議題とし、それぞれ趣旨の説明を聴取いたします。山

中 通商産業大臣。

臨時措置法の一部を改正する法律案、両案を議題とし、それぞれ趣旨の説明を聴取いたします。山

中 通商産業大臣。

わが国経済の発展、国民生活の安定を図るために緊急の課題となっております。このため、特定不況産業安定臨時措置法の廃止期限を五年間延長し、従来より実施してまいりました設備の処理等に関する措置に加え、事業提携、原材料・エネルギーコストの低減のための設備投資等の措置を計画的に行うことにより、早急に基礎素材産業の構造改善を推進する必要がある、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨について御説明申し上げます。

第一に、題名を「特定産業構造改善臨時措置法」と改めるとともに、法の目的を「特定産業の構造改善」に改めることとしております。

第二は、法律による措置の対象となる業種の指定についてであります。

業種の指定については、事業者の自主性を尊重するため、現行法と同様二段階指定方式をとっております。すなわち、まず最初に、対象候補業種として、電炉業、アルミ製錬業、化学繊維製造業、化学肥料製造業、合金鉄製造業、洋紙製造業及び板紙製造業、石油化学工業の七業種を法定するほか、原材料・エネルギー多消費型の業種で構造改善が必要なるものを昭和五十九年末までに政令で追加指定することとしております。次に、これらの対象候補業種のうち、大部分の事業者の申し出があったものについては、特定産業として政令で指定し、法律による措置の対象とすることとしております。

第三は、構造改善基本計画の作成についてであります。

主務大臣は、特定産業ごとに、産業構造審議会等関係審議会の意見を聞いて、目標年度における構造改善の目標、設備の処理等に関する事項、事業提携に関する事項、原材料・エネルギーコスト

を改正する法律案及び特定不況地域中小企業対策

を改正する法律案

を改正する法律案

を改正する法律案

を改正する法律案

を改正する法律案

を改正する法律案

を改正する法律案

を改正する法律案

を改正する法律案

を改正する法律案

を改正する法律案

を改正する法律案

を改正する法律案

を改正する法律案

を改正する法律案

を改正する法律案

を改正する法律案

を改正する法律案

を改正する法律案

を改正する法律案

を改正する法律案

を改正する法律案

を改正する法律案

を改正する法律案

を改正する法律案

を改正する法律案

を改正する法律案

を改正する法律案

を改正する法律案

を改正する法律案

低減のための設備投資に関する事項、雇用の安定のための措置等に関する事項を内容とする構造改善基本計画を定めることとしております。

第四に、主務大臣の指示に従って行われる設備の処理等に係る共同行為を独占禁止法の適用除外とする現行制度を継続することとしております。

第五は、生産、販売の共同化、合併等の事業提携についてであります。

主務大臣は、事業者が構造改善基本計画に従って作成した事業提携計画について独占禁止法上の問題が生ずることのないよう公正取引委員会と意見を調整した上で承認をし、この承認をした事業提携計画に基づく事業提携について、税制上、金融上の特例措置を講ずることにより、事業の共同化等が円滑かつ迅速に進められるようにしております。

第六に、特定不況産業信用基金を「特定産業信用基金」と改称するとともに、その業務を拡充することとしております。

その他、特定産業の構造改善のために必要な資金の確保、課税の特例に係る規定を設けるとともに、雇用の安定、関連中小企業の経営の安定に係る規定、主務大臣と労働大臣の協力規定等について所要の整備を行うこととしております。

これらの施策は、基礎素材産業の構造改善に必要不可欠のものであり、基礎素材産業をめぐる事態の重大性及びその対策の緊急性にかんがみ、ぜひとも早急に本法案の制定を図ることが必要であると信ずる次第であります。

以上が、この法案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、特定不況地域中小企業対策臨時措置法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

特定不況地域中小企業対策臨時措置法は、構造的な不況に陥っている業種に属する事業所に対する依存度が大きく、これらの事業所において事業

の廃止等が行われている地域において、構造不況の悪影響を受けている中小企業者の経営の安定を図るため昭和五十三年十一月に施行されたものであり、現在、本法に基づき、特定不況業種九業種、特定不況地域四十七地域五十一市町村及び関連市町村九十六市町村を指定し、経営安定対策及び企業誘致対策を講じてきているところであります。

本法は、本年六月三十日までに廃止するものとされており、最近、構造不況が地域経済にさらに深刻な悪影響を与え、これらの地域において多数の中小企業者の経営がいまなお不安定であり、その経済的環境の変化への適応を促す必要がある状況にかんがみ、本法を延長するとともに、新たにこれらの地域において構造不況の悪影響を受けている中小企業者の振興を図るための対策を講ずる等施策の充実を図る必要性が高まっております。本法は、このような観点から、特定不況地域中小企業対策臨時措置法の一部を改正しようとするものであります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一は、本法が廃止するものとされる期限を昭和六十三年六月三十日まで五年間延長することとしてあります。

第二は、題名等の改正であります。

本法の趣旨に沿って、各施策のより円滑な推進と中小企業者の事業意欲の一層の増進を妨げるものがないよう、題名を「特定産業関連地域中小企業対策臨時措置法」に改めるとともに、本則中において、「特定不況業種」を「特定業種」に、「特定不況地域」を「特定地域」にそれぞれ改めることとしております。また、新たに特定地域における中小企業者の振興を図るための対策を講ずることとするに伴い、目的に「事業の新分野の開拓等を促進する措置を講ずること」を加えることとしております。

第三は、新たに特定地域の中小企業者の振興を図るための対策を講ずることとするのであります。

特定地域の経済の安定等を図るためには、当該地域において構造不況の悪影響を受けている中小企業者の振興を図ることがきわめて重要であります。このような観点から、認定中小企業者等は、新商品・新技術の研究開発、需要の開拓、人材養成等を内容とする新分野開拓事業に係る実施計画を策定し、都道府県知事による承認を受けることができることとしております。また、当該計画に基づいて行う事業に係る中小企業信用保険法の特例の規定を創設するとともに、当該計画に基づいて試験研究を行う場合の課税の特例の規定を創設することとしております。さらに、国及び都道府県は、当該計画に基づいて行う事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○登坂委員長 これにて両案の趣旨説明は終わりました。

○登坂委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありませんので、これを許します。植竹繁雄君。

○植竹委員 今回の特定産業構造改善臨時措置法の提案理由をたゞいま山中大臣から伺いましたけれども、本法律は五十八年の六月三十日をもって期限切れとなる特定不況産業安定臨時措置法にかわるものとしていろいろ趣旨説明を伺いました。

しかし、前のいわゆる特安法ができた経緯が、当時昭和五十三年でございまして、このときは第一次石油ショック以後の高度成長から安定成長期に向かうという移行期にあつて、石油ショックのダメージというものが各産業に大きく影響した時期でございまして、また高度成長時代に設備投資が行われた、その設備の過剰投資の結果が産業

構造に大きく影響を与えた、一方ではまた発展途上国の生産性向上によって国際競争力が低下した、そういう背景であつたかと思ひますけれども、今回のこの新特安法は、その当時と多少とも状況が変わつてまいつたと思ひます。したがひまして、今回の法律案の特色と、そしていままで参りました背景と、今後の変化にどういうように対応するか、その点について大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○山中大臣 御指摘の点は、確かにそういう見方がとられると思ひますが、さらに最近時点になりますと、行方がいまだ定かでありません石油の輸出カルテル崩壊に伴う下落、こういうことで、現時点においてはさらに一層論議を複雑なものにする可能性がありますが、いま言われました点で、本法案を立案あるいは予算要求その他の手当てを特別にいたします前提としては、その後襲つた第二次石油ショックというものをわれわれはなかなか克服できにくい、しかも、それが依然として国際的なそういう環境のさなる重圧によつて、一遍切り抜け得たかと思つたものが、いまも言われたような諸点でさらに重荷を加えてきたということで、これはほうつておくと構造不況産業業種というものは日本の産業分野から消えてしまふおそれがある、そういうような心配がございました。

したがって、この法案を提出し、御議論を願つて五カ年間の延長をお願いするわけでありまして、しかし、その中でも、たとえば前回、その対象となつておりました造船業というものは現時点においては、根っこからの議論を言へば、造船業というものは果たして基礎素材産業であつたのかどうかという、これは前の法律の議論でありまして、今回は議論をいたしまして、いろいろ運輸等の意見もありましたが、今回やはりしほつて、日本の国民経済上どうしても必要なもので明確な構造不況の条件にびつたり合うものというところで、ただ不況だというだけで造船業も入れるということは勘弁してもらいたいということ

ました。

それは、私たちの国々は、その周辺も意味しておられるのでしようが、日本製のプラントもしくは機械の中古品の捨て場ではございませんと言ふ。これはどうも、私の胸には非常に大きなくぎを刺された気がいたしました。心得なければならぬことであるなあと思いながら、たとえはいま、中国の対外経済担当の責任者の陳慕華さんがおいでになっておりますが、ずっといろいろごらんになって、われわれがいま議論しておるような業種にかかわるところで、つくってまだ新しいんだが、操業をいまはやめているもったいない

設備がいまあるわけですね。それに非常に興味を示されまして、場合によってはそういうものを中国へということが考えられるような言動に接しました。とすると、それが両国のために、確かに中古とは言えますけれども、しかし最新の設備であって、いま言ったような構造不況のゆえにクローズして、もう将来これを稼働させることは考えられないなあと思うようなもので、もし例を中国にとりまして悪ければほかの国も含めて、ぜひ自分のところに欲しいというような話がある場合には、そういうことは逆に、これは新品ではありませんがよろしいですと念を押さなければいけません。そういうことを考えながら、欲しいとおっしゃっている国には有効活用ということもあり得るのではないかなあと、いま、これ感想でございまして具体的なことはありませんが、二つ相反する言葉に接しましたので、そういうことも念頭に置きながら、国際化した日本の産業というものを、そういう外からの目も受けながら進めてまいりたいと思います。

それから、独禁法との問題は、この法案の継続の可否が議論されると同時に、その対象について中身がいままでどおりではない。すなわち、独禁法適用除外ということと全部を指しているのではないのか、全部を適用除外にするのかという意味において、公正取引委員会の許容範囲にどこまで入るのか、あるいは激突する法案になるのかという、その点は議論されてきた有力な点であつたらうと思います。

しかし、私自身が就任いたしました、この法案の延長の可否、産業の実態、それから一方において知り尽くしている独禁法の精神あるいはそれぞの条項、そういうものを踏まえながら、産業経済の実態について、私どもは行政法をつくるわけですが、公正取引委員会は監督法を与えられておる、独自の職務を持たされて、独自の職権を行使できる立場にある。そのことは確かに政府全体として尊重しなければならぬことでありますから、そうすると、まず第一に激突を避けなければ

ならない。破壊し合うということは同じ政府の中であつてはならないし、またやっつけはいいけないこととあります。

しかし、じや産業の実態に合う法律をつくるうとするときに、その目的たる実態に対する行政法の及ぼす行動というものが、公正取引委員会から見て独禁法上の問題がありと言われる点がある、すなわち、どこでこの点なのか。それは恐らく、一、二点を要約すれば、カルテルのどこまでを認め、どこまでを認めないかという問題がありましよう。あるいはその形態の問題がある。どの段階かの問題もありましよう。一方においては、これは法律ではありましようが、公取が合併の際のシェアとして一応の物差しを持つておりますが、その物差しを超えない範囲でやる場合には、今度はこれは法律の目的と産業の構造改善の実質が完成しないというおそれもあります。そこらのところを、またもから法律と法律とをどのようにかみ合わせるかという点については、適用除外ということはいわゆる独禁法そのものをこの行為に限って当てはめないぞという法律ですから、これはよほどのことがない限りやっつけられないと私は思います。したがって、今回は適用除外を新規に追加しておりました。公取が適用除外をしないかわりに、産業経済に対する目的を達成するための手段としての両者の間の、通商産業省と公正取引委員会との間の一種の覚書と申しますか、産業政策にも、実態について必要な程度の最高の配慮はしてもらおうということ、うまく組めたいと思います。これは恐らく、容弁される委員長と私との間に食い違ひはないと思います。

それから、合併の際のシェアの問題ですが、これは法律事項ではありません。しかしながら、寡占もしくは高度寡占というのに対して一種の法律上の規定がございます。その中身としてのシェアの問題として存在しているわけですから、これもやはり法律に準じたものとして無視してはならないことであります。しかし、そのことはカルテル禁止の条項と同じようなほどの厳しいもの

であつては、これは産業政策として実際にやらせようとしてもできないということになりますから、そこらのところはよく話し合いをしたいと思います。したがって、独禁法の適用除外の条項を新たににつくらなかつた。そのかわりに、またシェア等の問題を含めて公取との間で産業の実態と独禁法の精神とその範囲というものがうまくかみ合うように工夫をした。一回半宙返りのな、いままでの法律としてはちょっと前例のない、よくも悪くも前例のない法律だと私は思っておりますので、このところのきめ細かくお答えをした次第でございます。

○高橋(三)政府委員 いま詳細、通産大臣からお答えがございまして、私どもも、新しい今回審議をお願いいたしております法案に関連する独禁法と産業政策の調整については、大臣からお話がありました御趣旨、それと同意見でございます。ただ、いまの御質問は、現在あります特安法の効果はどうであつたかということでございます。先ほど産業政策局長からお答えがございましたように、現在の指示カルテルまたはそのほかの不況カルテルを使つたものもあるわけでございますが、設備処理につきましましては、一応当初目標とされた過剰設備の処理量は達成されておるといふうに思ひます。

ただ、私どもは、昨年の十一月の五日でございまして、いろいろ調査をお願いしております。経済調査研究会というものがございまして、そこからのいただきましたレポートでは、過剰設備の処理の進め方について若干の問題が指摘されておりました。それを要約して申せば、業種によって過剰設備が生産性を考慮しない一律方式であつたという点が指摘されております。また、大きく申せば、必要以上の設備の新増設の制限、禁止というものがあつたこととすれば、それによって産業の競争力の向上につながらない面が指摘されるのではなからうかということであつたわけでございます。先ほどお答えしましたように、過剰設備の処理量は一応当初目標を達成しておるわけでございます。

すが、五十四年から始まりました第二次石油ショックの影響もありまして、またそこで新しく予想以上の過剰設備が生じてまいつたという事態に対処するために、御審議をお願いしております改正法案によって再び五年間の設備処理カルテルの延長も認めておるわけでございますから、私どもはその運用に当たりまして、いま申し上げましたような一律処理方式を廃止したとか、個々の企業設備の生産性を十分に勘案いたしたとか、カルテル期間も必要限りでできるだけ短い期間にしてもらうというふうなことで、十分配慮していく必要があろうというふうな考えをしております。

○植竹委員 どうもありがとうございます。通産大臣から私が質問しないうちに答えられちゃつたので、あとの質問がなくなつちゃうようなことがございまして、大臣からお話がございまして、業務提携計画を公取に送付する場合はどうした場合か、いま事情はよくわかりました。ただし、大臣が独禁法上の問題について第一次的に判断をされるわけですから、問題なしとして同計画を公取に送つた、そして公取の方では排除措置が出された場合に、行政上の責任とか、そういう点についてはどういふふうにお考えになつておられるのでしょうか。

○山中国務大臣 そこのことが、結果的にそういう結果を招来しないように十分な意思疎通を図つていく。いま申し上げているのは、形式上の形は、こういうふうな計画を送りますということですが、そのことについては事前にも十分の打ち合わせをしながらやつていく。これがやはり産業政策を活動あるものと、そして産業政策の公正な競争というものを疎外しないという範囲がどこまであるかという十分の疎通を図つた上でいいますから、その後、今度は公取の異議によつて、その結果、計画が実行できなくなるといふことは起こらないような仕組みにしております。○植竹委員 その点よくわかりました。逆にいままでよりも、主務大臣として公取のダブルチェックということになりまして、かえつて厳しくな

るといふようなことはないか。それによつて、せっかく基礎素材産業の本来の目的である活性化のための本法案の趣旨が曲がってしまつてしまふのじやないかといふような危惧を民間の業界に与える。そしてまた、冒頭のお話にもございましたけれども、これはやはり通産行政が、民間の自主努力によつてこの活性化を図るといふ点について過剰介入ではないかといふ点が非常に危惧されるわけですが、本当にこのさじがけん一つで違ふという意味で大事な点であるので、その点は重ねて大臣とそれから公取の委員長にお伺いしたいと思ひます。

○山中国務大臣 そのらの点は、確かに直ちに起こつてくる問題があると思ひます。確かに企業としては、ここまで行き詰まつたのだからもう大同団結してみんなが話し合つて合意してという、そこまではいいのですが、たとえばあるグループにおいて、一つの選抜グループが、シェアの問題はありまして、現実非常に大きなものになる。そうすると、あと二つか三つか四つになるはずであつたところのものが、それに対抗していくためには、自分たちももう系列その他を考へないで全部一緒になつて対抗する第二グループをつくらうじやないかといふようなことでもなりますと、これはその分野において二分する、超高度寡占という状態になります。したがつて、同調的値上げの場合にはシェアは三者七〇%以上、高度の場合には七五%といふことが一方にはありますから、これは私も知らぬとは言えないわけですが、したがつて、その産業が活性化、再生を期する余り、その自主努力は買ひます、買ひますが、一方において公正なる競争、あるいはまた寡占高度化に進むに従つて、それが、たとえば製品価格の本来下げてしまふべきものが上方硬直といひましようか、下方硬直ではない状態に突進してなることは、その構造不況産業の産品をまた使用する人たちが、買ひ人たちの立場から言へば非常に不公正な立場に置かれる、あるいは圧倒的に優越した地位の力を行使されても抵抗できないという状態は、次の

段階の人たちもやはり産業界ですから、これを無視してはならぬし、最終製品は消費者ですから、それも無視してはならぬといふことで、確かに産業界が、自分たちは自発的にこういふふうにしたんだからいいじやないかと言へば、自主性を尊重することが結果的には、その業種のみに限れば超ガリバー型寡占といひますか、そういうものになつてしまふことは、これは通産行政の中で、まずそういうことのないような調整をしなければならぬ。これが通産省の行政指導でやつてはいかぬと言われればこれは仕方ないことでありますが、これは通産大臣の責任において当該産業界に対して説得をし、あるべき姿に自発的といふ従つていただく。ただ、どうせよ、この会社とこの会社と一緒になれと言ふようなことはできません。しかし、そういうような形にしても困ります。もう少し話し合つてもらへませんかといふ意味のお願いといふものは、これは決して行政の産業介入ではない。むしろそのことが長い目で見て、あのときに通産大臣の意向を受けて考へ直してよかつたという結果にしていきたい。

具体的な産業の事例を挙げることは、この際避けます。

○高橋(元)政府委員 御審議をお願いしております改正法の十二条の第四項から第九項でございすか、産業政策と競争政策の調整に関するスキームについて細かく規定しておりますけれども、こういうスキームが法律に書かれましたというところは、通産大臣から詳細お答えがありましたという趣旨によるわけでございますが、一言でこれを申し上げますと、改正法の運用とそれに伴う独禁法に基づく権限の行使に当たつて、通産省と公取とは相互に連絡を密にして協調して行つたということになるかと思ひます。そのことを担保するためには細かい法律の規定を置いておるわけでございますけれども、そういう産業政策それから競争政策、国の基本になりますような経済の大本をつくらます政策の調整を相互に行つていくことが何よ

りも大事なことでございすし、そういう見地で見ると意見の調整を図ることによつて、御懸念のようなことが起こらないように努めてまいりたいと思ひます。

○植竹委員 業務提携計画についてはまだ細かい点もお伺いしたいと思ひますが、これは後回しにしまして、ちょっとほかの点でお伺いしていきたいと思ひます。

今回の新しい法律改正提案でもつて、世界経済の様相では、低成長時代あるいは長期的にゼロ成長時代が長く続くと考えられるわけですから、長ても、そういった点で、本法案では五年間の時限立法といふことになつておりました、果たして五年間でもつてこれは対応できるかどうか、もつと長期的に考へてこれを施行してもいいのではないかとはいふに考へるのですけれども、この点についてお伺いしたいと思ひます。

それと同時に、もう一つ、さらに特定産業の政令期限を昭和五十九年の十二月三十一日としております。一年半といふことでありますけれども、現在の経済環境からして、これは二年ぐらひにしたらどうか。特にカレンダー・マンズでもつて十二月三十一日というよりも、三月末とか、そういうふうにしていつたらいののではないと思ひます。あわせて御見解をお伺いしたいと思ひます。

○山中国務大臣 この種の法律は、期限なしの法律といふわけにはまづまいらぬ。期限なしといふことは非常な弊害を生む、あるいは産業の自主的な自己改造あるいは活性化といふこと、その美名のもとに隠れて、いつまでも安易に政府の保護のもとに温存されるというのでは、私は法律として成り立たないと思ひます。やはり一定の期限を切つて、その期間におやいなさい。

今回それではなぜ延長するかといへば、それは先ほど申しました、その後起つた第二次石油ショックを抜け切らなかつたという状態に新しいいろいろな条件が加つて、どうしても五年間もう一遍延ばしてやらなければならぬという判断によるものであります。これをもうと長くとかあるいは活性化が終るまでとかいふ表現、自分の間といふような表現にしますと、私が前提として最も強く法案作成のときに強調いたしましたのは、あくまでも産業界の甘えの構造といふものは飲まない、甘えの構造は私はとらない、そのことを厳しく伝えてやつてくれと言つてあります。したがつて、これは五年といふことが適當であると信じておりますし、さらに、一年半といふのは確かにおかしい。おかしいのですが、裏話をしますと、通産省は二年にしてほしいといふことであります。公取は、これはある意味の延長法でもある、部分的なところを除いては。したがつて、次々と新しい産業分野がその中に入つてくるとは考へられないし、一年間ぐらひは余裕を持つてもいいけれどもどうだろうかといふ話がありまして、最終的に私の決断で一年六カ月といふ決断をいたしました。その点、二年が正しいか、一年が正しいか、その中間、よく足して二で割ると言われる日本式手段をとつた私の決断が正しいか、これは批判のあるところで結論は出ないと思ひますが、しかし、一年半の間にそういうものが出てこなかつたら、その後、はいよいよ自分たちも手を挙げるかという期間を、施行期間は五年ですから、その中でたとえば三年間は置くというやうなことは、実行期間は実際上残る二年間といふことになりすし、したがつて一年半でやつてみようといふことの決断でございまして、この点、長い短いの議論については御議論のあるところだと思ひます。

○植竹委員 その点について私が五年間というやうに申し上げたのは、結局前のような成長じやなくてゼロ成長で、いままでの特安法が五年間やつてできなかった。これから世界経済が急速に発展するものとは思ひません。しかも、昨今の雇用状況の問題あるいはインフレーションといふものがなかなか進まないといふ問題等を考へて、こういう法律も決めていかなければならぬと思ひます。私は、これは通産省ばかりではなくて、公取もやはり日本経済の発展のために、ひいては世界平和の

ために考えていくべきじゃないか。いたずらに一方で抑えるということじゃなくて、弾力的に考えていいのじゃないか。足して二で割る方式というものが果たしていいか悪いか、これはむしろその結果において判断されるべきものであって、こういう考え方が一つは問題がありはしないか。

たとえば、今回の問題について政令指定を行う場合でも、当該業種の三分の二の申し出が要件となつてゐるわけですが、これは緊急性を要する場合においても時間がたてられかねないか、これはなかなかわれわれは判断できない。そのうちに状況も変わればいいのですが、なかなか変わらぬでどうしようもなくなつてしまつては間に合わない。それと同時に、逆に言えば、その反対に長期間にわたる場合に、五年間という限度も逆に長期間に考えなければならぬということも考えられるので、そういう意味において、私は一応の区切りはいいとしても、フレキシブルな判断というものが基本的になされなければいけないのではないかと。やはり経済というものは動態であつて、弾力的な運用というものが法律の中に含まれていんじゃないか、そういうことで申し上げたわけですが、そういうことも、それは、早急に業種の指定とかそういう意味において各業種の準備状況といふか、そういう点はどうなつてゐるか、ちよつとお伺いしたいと思ひます。

○小長政府委員 お答えいたします。
一応この新しい法律案では法定七業種ということになつてゐるわけですが、そのうち電炉関係、アルミ関係、化学繊維の関係は現行法でも指定の対象になつてゐたわけですが、これは引き続き新法の対象になるということでございます。それから化学肥料の関係、合金鉄、洋紙・板紙の関係は現行の政令指定の対象になつてゐたわけですが、これも引き続き新法の対象になるということでございます。新たに追加いたしますのは石油化学ということでございます。

したがひまして、以上の七業種について申し

すと、石油化学につきましては、最近の新聞紙上等でござんたいだいておりますように、大変活発ないろいろな動きが出てゐるわけですが、特に最近樹脂の業種におきまして事業提携の具体的な動きが進行してゐるわけでございます。そういう事情でございますので、従来の継続業種につきましては、その経過規定によりまして新法においても引き続き対象になるということでございます。石油化学につきましては、いまのような業界の意欲的な動きというものが進行してゐるわけでございますから、この法律が成立いたしました場合には、非常に短期間のうちに計画策定ということにござつて得るのではないかと、いふふうに私もは期待をしております。

○植竹委員 まだ大臣はおいでになられますか、それとも行かれますか。大臣がおいでになれば、それと申すか、それでは質問がちよつと後先になりますけれども、一つだけ伺ひたいのは、本法は開放経済下において行われるものでありまして、諸外国の批判を受けるものであつてはいけません。そういう意味におきまして、これは現在、わが国がアメリカあるいはECと貿易摩擦という問題についていろいろ対策に苦慮してゐるところでございますけれども、つい最近、米通商代表部のブロック代表が日本に参りまして、この問題について非常に神経をとがらした、あるいは米国のフォーチュンの表紙にも出ておりました、この本法案がどちらかといへば日本の政府の介入的な要素がある、これでは各国が保護主義国になつてゐないか、いふような懸念も言われてゐるわけでございます。

こういうような対外的に問題が多いときだけに、各国との理解といふか、産業調整というものが非常に重要になつてくるわけでありまして、そういう意味において、この問題がOECDの例の積極的調整政策、PAPの問題等考えまして、どういふふうにか考へておられ、またどういふふうに説明しておられるか、その点、一点だけ大臣にお伺ひしたいと思います。

○山中国務大臣 OECDのその決定の内容には沿うものである、私はそういうふうには思ひます。ただし、感情的には、アメリカの世論とか議会とか行政府の一部とかといふものにそういう声があり、ECにもそういう声があることは承知いたしておりますが、具体的に申し上げますと、先般、ブロック代表が日本に來られて、プレスクラブでございまして、講演をされて、その中で、日本の産業政策に、国家の過剰介入による結果外国が迷惑を受けるような産業政策があるやに聞く、そういうものは政策上好ましいとアメリカは思ひな

いといふような講演をされたやうです。しかし、私はそれに対して直接答へてはおりませんが、内政干渉であるといふことを聞かざるやうに言つておきました。そして、私とブロック代表との二回にわたる直接の会談、個別交渉においては、ブロック代表からは、意図してかどうかはわかりませんが、結果的には日本の産業政策についての疑問あるいは輸出の方針とか、いまのこの問題も含めて、法案も含めて、そういうことは一言も発言がありませんでした。したがつて、私も、何らそれに対して触れることのない会談に終始いたしました。でありますので、正式な国家間の交渉においては、この問題は、私は申し出がなければ内政干渉であるといひ、OECDの方針の中であるといふことが言える自信がありました。が、接触としても、あるいは直接の要求なり意思表明としても、事実なかつたといふことを御報告しておきたいと思ひます。

○植竹委員 どうもありがとうございます。それで、前に戻りまして、この第二条第一項の特定産業の中の、先ほど七業種を言われましたけれども、この中で、原材料及びエネルギーの費用が物品の生産費の相当部分を占めるものに限定とありますけれども、この点について業種はどういふものであるか、どういふふうにか考へておられるのか、お答えいただきたいと思います。

○小長政府委員 法定七業種は、先ほど先生のお話になりましたその原材料の費用が相当部分を占めるといふ業種には全部該当いたします。それから、それ以外の産業分類では、私どもは観念的には三十業種ぐらいがこの対象業種になるのではないかと考へておりましたけれども、具体的にこの業種という名前がまだ挙がらなかつてゐるわけではございません。

○植竹委員 ありがとうございます。それから、いま、第三条の構造改善計画につきまして、特定産業ごとに関係審議会の意見を聞いて計画を決定することになつておりますけれども、先ほど来申し上げてゐるのとおり、緊急を要する場合にどうするか、そしてその期間と、それから審議会のその意見の尊重度合いをどういふやうにとつていくか。過去の例も考へまして、今回の新しい法律に対する通産省の御意見を伺ひたいと思ひます。

○小長政府委員 いま先生のおっしゃつたことは、業界の自主的な努力の尊重の考へ方と、それから計画を早急に実施しなければいけないということとの調和をどの辺に設けるかといふことだと思ひますけれども、私どもは、この法律全体を貫く考へ方といひまして、官僚制的な考へとは異なる、業界の自助努力、自主努力というのを前提としておるんだといふたてまえをとつておるわけでございますので、先ほどのお話にもございしたやうに、申し出を受けて具体的な計画策定といふことに入るわけでございます。したがひまして、その段階までに、恐らく業界内部の段階である程度話し合ひが詰まつてゐるということが前提になるわけだと思ひます。過去の例で見ますと、申し出をされた後、審議会の議論の過程で相当手間取つて計画の策定がおくれたという例はございません。したがひまして、私どもは従来どおりの方針に従ひまして、業界の自助努力を前提としながらこの法律の運用に当たつていくといふ考へ方でお話ししてまいりたいと思つております。

○植竹委員 それでは、もうこれ以上、この業種に指定して、いわゆる限界に來た産業もある

業種に指定して、いわゆる限界に來た産業もある

と思うのですが、こういう境界産業につきましても温存しないような、その辺のチェックを十分にやっていたらいい、これを特に要望しておきます。

さて、これと同時に問題になってくるのが、例のアウトサイダー規制をどう対応していくか、これはまさに重要な問題だと思っております。現行法に対する附帯決議を受けて、いままでのようにこれを指導してきたか、また効果がどうであったか、そうしてまた、なぜこれを法律案に規定しないか。それと同時に、現実に設備を削減しても、アウトサイダーがいれば、結局シェアはそのアウトサイダーにとられる。たとえば紙であるとか電炉であるとかいう問題、過去そういう実績があるわけなので、公平の原則といえますが、これの本来考えられた基本に反する行為がなされてきたと思えますが、このアウトサイダーに対する点について、いま申し上げた点についてお答えをいただきたいと思います。

○小長政府委員 現行特安法のもとで、いわゆるアウトサイダーが暴れてその計画の実現が非常に問題になったという事例は、私も承知しております。

それから、新法のもとにおきますアウトサイダー規制の問題でございしますが、法案の立案の段階では、そのアウトサイダー規制の措置に対する要望というのの一部の業界から強く申し出があったわけではございません。しかし、私どもの考え方としては、業界の自主性を尊重する、自主努力をたててまえてこの法律の運用に当たっていくということから、アウトサイダー規制命令的な措置は、最終的にはこの法案の対象とすることにはしなかつたわけではございます。したがって、もしそういう事態が起こり得たとした場合には、これからはできるだけ行政指導によって対処していくということをやりたいと思っております。でございすけれども、その考え方としては、大多数のものが構造改善努力をしておるのに、一人のアウトサイダーがいるために全体の構

造改善努力が無になるといふような事態は招来しないように努めてまいりたいというふうに考えております。

○植竹委員 そのアウトサイダーの事例を聞いてないと言いますが、現実にはいろいろあるし、通産の方には御報告しないまでも新聞その他でおわかりだと思つてますが、そういう民間の声も入れて行政指導をしていただきたい、この際特に要望しておきます。

また、次の業務提携計画につきまして、先ほど大臣から伺いましたけれども、前後いたしましたのが、この第八条の二の第三項二のグループ間の競争確保について、これは実際にはどういふものか、伺いたいと思つてます。

○小長政府委員 この新しい法律の中で、事業提携のところが一つの目玉といふことになるわけではございますが、その中で八条の二の三項のところの一つのポイントになるわけではございません。

先生御指摘のその中の二号に、グループ間の適正な競争が確保されるというように承認条件が入つておるわけではございますけれども、ここにおいて私も頭を置いておることは、ある業界につきまして四つとか五つとかいふようなグループ化を推進していきまふ。その場合に、グループ間では適正な競争、適正といふか、あるいは競争が展開をされておる。ところが、それぞれのグループの中では、生産の共同化であるとか販売の共同化であるとかといったような、ある種の競争抑制的な行為も行われるかもしれない。しかし、業界全体としてはグループ間で適正な競争が展開をされておるわけではございますから、いわゆる独禁法で言うところの競争の実質的制限といふことにはならぬであらうというように考え方をベースに置きまして、その承認基準におきましても、そのグループ間の競争が適正に確保されておるかどうかが一つの承認基準としておるわけではございません。

○植竹委員 まだ聞きたいこともあるのですが、余り時間がないようです。

さらに、「従業員の地位を不当に害するものではない」といふような同条第三項四号の事業提携の承認条件を入れた理由について、これは雇用の問題というのは経営上の問題であつて、こういう承認条件とはちよつと違ふのじゃないかという気がいたしますが、何ゆゑこれを特に入れたのか、その点を伺いたいと思つてます。

○小長政府委員 先生おっしゃるとおり、労使間の問題というのは、まさに労使の話し合いで解決されるべき問題であるわけではございます。ただ、ここで取り入れましたのは、労使間のそういう意味の話し合いというのが行われておるかどうかと、これを確認するといふ趣旨でございます。したがって、個々の企業の雇用の具体的なケースにまで法律的に介入をするといふようなことを考へておるものではないわけではございません。

○植竹委員 それから、事業提携計画の写しを公取に送つた場合に、公正取引委員会ではいつまでこれを回答するか、その期限といふものはいつか明示されていせんけれども、これはどうかというところ、もう一つ伺いたいのは、承認をした計画でも要件に該当しなくなつたときに自動的にこれは変更、取り消しすることが必要じゃないか。先般の造船みたいな今度は法律が切れるからそれまで待とうといふことではなくて、もっと有機的に弾力的にやつてもいいのじゃないか。しかし、一方では合併あるいは営業の譲渡等について変更または取り消しはできないと思つてますが、この点について公取の方の御見解をお伺いしたいと思います。

○高橋(元)政府委員 先ほどお答えいたしましたように、今般の法律案、成立しました昨には、産業政策と競争政策の調整を十分に円滑に図つてまいりたい、そういう趣旨からの協議規定でございますから、そのスキームの中での同意、意見の相互のやりとりについては期限を書いておりました。これはできるだけ早くやつていく必要があると思つてますし、また、いまたびたびお話しもございすように緊急を要する事柄でございすか

ら、その点は踏まえて通産省とよく調整を図つてまいりたいというふうに考えます。

それから、その提携計画、構造改善計画が実態に即しなかつた場合にどうするかという御質問かと思つてますが、輸入が相当あるという前提で事業提携計画を組んでおりましたが輸入がなくなつてしまつたとか、代替品の供給が減つてしまつたとか、それから有力な競争事業者がやめてしまつた、こういう場合にマーケットの条件は変わつてくるわけではございます。そういう場合には、全体の国民の利益からしまして事業提携計画をそのまま実施することがぐあいが悪いということになるわけではございません。主務大臣にその旨を十二条の七項で御通知をする、主務大臣は承認後の経済事情の変化に即して公取委員会に意見を述べられる、あるいは事業提携計画の変更、承認の取り消しを行う、こういう規定が置いてございす。それによつて、提携計画が実態に沿わないようなものでないよう運用を図つてまいりたいというところであります。

○植竹委員 時間が余りないのですが、昨今のエネルギー問題について、原油価格がこのところ、北海原油あるいはナイジェリアの五・五ドルというようになつて三十三ドル以下になつてまいりました。二十五ドルになるのか、どこまでいくのかは近々わかることかと思つてますけれども、たとえばバレル当たり二十五ドル以下になつても、たとえバレル当たり二十五ドル以下になつても、輸入のメリットといふものは、消費の増加あるいは企業収益増加あるいは円高というように、相当プラスになつてまいらと思つてます。

それによつて基礎素材産業に重要な影響がございす電気料金の問題でありますけれども、電気料金を、やれ利益が出たからといって下げるといふことは、私も過去の例から考えましても、まだ足りなくなれば五十九年度で値上げといふことを言われておるわけでありまして、今回新聞等に言われておるように、電気料金を値下げして消費者還元するといふことは、私はちよつとおかし

いのじゃないか。こういうエネルギーの問題については中長期的な展望に立ってやっていく、そういう意味において、私は電気料金の値下げということはやるべきじゃないと思いますけれども、この点について通産省の考えを伺いたいと思います。

○小川政府委員 御指摘の石油価格の引き下げの点につきまして、まだいろいろ流動的な要素もございまして、その辺の実態が見えにくいところでございます。また、それが電力会社の収支にどう影響するかということ、そして、それがどの期間どう影響するか非常に不透明なところがございまして、まだその電力料金問題について具体的にどうこうということは考えにくい時期にございますが、基本的な考え方としては、先ほど先生が御指摘ございましたような、料金というものは中長期的な展望において処理すべきだという考えは、基本的には私も見据えて対処していくこととしております。

○植竹委員 それに関連しまして、また電気料金の政策料金制度の導入というものはいろいろ問題が多いと思うのでありますけれども、今後はコスト主義の範囲内でどういった工夫をしようという一番効率がよいのか、そういう点についても通産省の御見解を伺いたいと思います。

○小川政府委員 電気料金の体系というものは、原価主義に基づき、かつ、その負担について公平性というものを担保するというところで組み立てられ、運用してきておりまして、このあり方につきましては、今後とも同じような考え方で対処をしていく必要があると考えております。

○植竹委員 基本的なことを伺っているのではなくて、基礎素材産業とか不況産業とかこういうもののに対して、通産省としてはやはり全体として通産行政の中で考えていくべきではないか。電力なら電力だけを考えるとミクロ的な見方ではない、やはり全体の施策ののちとしてそういう問題も考えていくべきではないかと私は思うので、これは部内でもって今後ともよく検討していただき

たいと特に要望いたしておきます。

時間もなくなりましたので、最後に、基礎素材産業に対して、ガットに認められているルールに従って行う措置、たとえば今回のLNGの問題について石油化学に重大な影響を及ぼすわけですが、カナダやアメリカのように価格調整問題について、これをやむやみにしない、言うべきときはやはりきちっと言うことが、これから日本が進んでまいります以上、国際協力の面でも必要ではないかと私は思うのであります。

つきましては、今後、例のセーフガードの発動とかあるいはアンチダンピングという問題に対してどう対処していくか。私は、今度の基礎素材産業の新たな法を推進していくに当たりまして、最後に通産省の考えを伺いたいと思います。

○小長政府委員 私どもとしては、法律立案の過程で山中六原則ということで具体的に対処してきたわけですが、その中で開放経済体制の堅持というのがあるわけでございます。したがって、その開放経済体制の堅持というプリンシプルは内外によく説明し、また理解を得ていかなければいけないと思っております。

それから、先生御指摘のアンチダンピング、不当廉売とかというようなことによる措置につきましましては、いま国内的にもその具体的な手続規定を準備しようとしておるわけでございます。そういうものに対しては、また別途対処することは考えていかなければいかぬのではないかと思っております。

○植竹委員 最後に、私は要望だけですが、この今回の特定産業構造改善臨時措置法ですが、これが成立した場合に、遂行するに当たってくれぐれも、これは自主的な民間の判断に任せるものであつて、政府の介入というやうなことを及ぼさないように強く要望して、質問を終わることいたします。

○登坂委員長 この際、参考人出頭要求に関する

件についてお諮りいたします。

両案審査のため、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選及び日時につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○登坂委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時四十五分散会

特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律案

特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律

特定不況産業安定臨時措置法（昭和五十二年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

特定産業構造改善臨時措置法

目次中「特定不況産業の設備の処理等」を「特定産業の構造改善」に、「特定不況産業信用基金」を「特定産業信用基金」に改める。

第一条中「特定不況産業」を「特定産業」に、「安定基本計画」を「構造改善基本計画」に改め、「設備の処理」の下に「及び生産若しくは経営の規模又は生産の方式の適正化」を加え、「における不況の克服と経営の安定を図る」を「構造改善を推進し」に改める。

第二条の見出しを「（特定産業）」に改め、同条第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に改め、同項第一号中「平炉又は」を削り、同項第三号及び第四号を次のように改める。

三 化学繊維製造業

四 化学肥料製造業

第二条第一項第五号中「過剰」を「過剰」となるとともにその業種に属する事業者の相当部分の生産若しくは経営の規模又は生産の方式が著しく不適

者の意見を聴いて事業提携の実施の大綱を
作成する場合には、当該実施の大綱を合
む。

「原材料若しくはエネルギーの消費の節減
若しくは転換その他原材料若しくはエネ
ルギーの費用の低減に資する設備投資又は製
品の性能若しくは品質の向上のための設備
投資に関する事項

ハ 新商品又は新技術の開発に関する事項
第三条第二項第一号を同項第二号とし、同項に
第一号として次の一号を加える。

一 目標年度における構造改善の目標
第三条第三項中「安定基本計画」を「構造改善基
本計画」に、「特定不況産業」を「特定産業」に改
め、同条第四項中「第二項第一号」を「第二項第
二号」に改め、同条第五項中「安定基本計画」を「構造
改善基本計画」に、「特定不況産業」を「特定産業」
に改め、同条第六項中「特定不況産業」を「特定産
業」に改め、同条第七項及び第八項中「安定基本計
画」を「構造改善基本計画」に改める。

第四条中「特定不況産業」を「特定産業」に、「安
定基本計画」を「構造改善基本計画」に改め、「設備
の処理」の下に、「生産若しくは経営の規模又は生
産の方式の適正化」を加える。

第五条第一項中「特定不況産業」を「特定産業」
に、「安定基本計画」を「構造改善基本計画」に改め
る。

第六条第一号中「安定基本計画」を「構造改善基
本計画」に改める。

第八条の次に次の二条を加える。

（事業提携計画の承認）

第八条の二 特定産業に属する二以上の事業者で
あつて当該特定産業に関する構造改善基本計画
に定めるところに従つて事業提携を実施しよう
とするもの（以下「提携事業者」という。）は、共
同して、実施しようとする事業提携に関する計
画（以下「事業提携計画」という。）を作成し、こ
れを主務大臣に提出して、その事業提携計画が

適当である旨の承認を受けることができる。
2 事業提携計画には、次に掲げる事項を記載し
なければならぬ。

一 事業提携により達成しようとする構造改善
の目標

二 事業提携を実施する事業者名
事業提携の方式及び実施方法

四 事業提携の実施時期
五 事業提携に伴い必要となる設備投資に関す
る事項

六 その他主務省令で定める事項
3 主務大臣は、第一項の承認の申請があつた場
合において、その事業提携計画が次の各号に意
合するものであると認めるときは、同項の承認
をするものとする。

一 構造改善基本計画に定める目標年度におけ
る構造改善の目標を達成するために特に必要
なものであり、かつ、構造改善基本計画に定
める事業提携に関する事項に照らし適切なも
のであること。

二 当該事業提携計画に係る提携事業者と他の
事業者との間の適正な競争が確保されること
等により、当該特定産業における構造改善が
促進されるものであること。

三 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に
害するおそれがあるものでないこと。
四 当該事業提携計画に係る提携事業者の従業
員の地位を不当に害するものでないこと。

（事業提携計画の変更等）
第八条の三 前条第一項の承認を受けた者は、当
該承認に係る事業提携計画を変更しようとする
ときは、主務大臣の承認を受けなければならぬ。

2 主務大臣は、前条第一項の承認をした事業提
携計画（前項の規定による変更の承認があつた
ときは、その変更後のもの。以下同じ。）が同条
第三項各号に適合するものでなくなつたと認め
るときは、当該事業者に対して、当該事業提携
計画の変更を指示し、又はその承認を取り消さ

なければならぬ。
3 前条第三項の規定は、第一項の承認に準用す
る。

第九条中「安定基本計画」を「構造改善基本計画」
に改め、「設備の処理」の下に、「生産若しくは経
営の規模又は生産の方式の適正化」を加え、同条
の次に次の一条を加える。

（課税の特例）
第九条の二 特定産業に属する事業者が当該特定
産業に関する構造改善基本計画に定めるところ
に従つた設備の処理（廃棄によるものに限る。）
以下この項において同じ。）を行つた場合におい
て、当該設備の処理を行つた事業者については、当
該設備の処理により欠損金を生じたときは、租
税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）で
定めるところにより、法人税に係る欠損金の繰
越しについて特別の措置を講ずる。

2 第八条の二第一項の承認（第八条の三第一項
の規定による変更の承認を含む。以下この章に
おいて同じ。）を受けた事業者、当該承認に係る
合併により設立した法人又は当該承認に係る出
資に基づいて設立された法人については、租税
特別措置法で定めるところにより、法人税又は
登録免許税を軽減する。

3 前項に規定する事業者又は法人については、
地方税法（昭和二十五年法律第二十六号）で
定めるところにより、不動産取得税について必
要な措置を講ずる。

4 特定産業に属する事業者（事業の転換により
当該特定産業に属さなくなつたものを含む。）が
当該特定産業に関する構造改善基本計画（第二
項に規定する事業者又は法人にあつては、第八
条の二第一項の承認に係る事業提携計画を含む。）
に定めるところに従つて新たに取得し、又
は製作し、若しくは建設した機械及び装置その
他の減価償却資産については、租税特別措置法
で定めるところにより、特別償却をすることが
できる。

第十条第一項及び第二項中「特定不況産業」を
「特定産業」に、「安定基本計画」を「構造改善基
本計画」に改め、「設備の処理」の下に、「事業提携」
を加える。

第十二条に次の六項を加える。
4 主務大臣は、第八条の二第一項の承認の申請
を受理した場合において、必要があると認める
ときは、その申請書の写しを公正取引委員会に
送付するものとする。

5 主務大臣は、前項の規定により申請書の写し
を公正取引委員会に送付した場合において、当
該申請に係る事業提携計画について第八条の二
第一項の承認をしようとするときは、公正取引
委員会に対し、その旨を通知し、並びに当該事
業提携計画に係る特定産業に属する事業者の経
営の状況その他の事業活動の状況、当該事業提
携計画に定める事業提携に係る競争の状況及び
当該事業提携の実施が当該競争に及ぼす影響に
関する事項について意見を述べるものとする。

6 公正取引委員会は、前項の規定による通知に
係る事業提携計画について、主務大臣に対し、
必要な意見を述べるものとする。

7 公正取引委員会は、前項の規定により意見を
述べた事業提携計画であつて主務大臣が第八条
の二第一項の承認をしたものに定めるところに
従つてする行為につき当該承認後私的独占の禁
止及び公正取引の確保に関する法律の規定に違
反する事実があると認料するときは、その旨を
主務大臣に通知するものとする。

8 主務大臣は、前項の規定による通知を受けた
ときは、公正取引委員会に対し、当該承認後の
経済的事情の変化に即して第五項に規定する事
項について意見を述べることができる。

9 主務大臣は、第七項の規定による通知を受け
た場合において、当該通知に係る事業提携計画
が第八条の三第二項に規定する場合に該当事
業者の同意を得るときは、当該事業提携計画につ
き、同項に規定する措置をとるものとする。

「第三章 特定不況産業信用基金」を第三章
「特定産業信用基金」に改める。

第十三条中「特定不況産業信用基金」を「特定産業信用基金」に、「特定不況産業」を「特定産業」に改める。

第十四条及び第十九条中「特定不況産業信用基金」を「特定産業信用基金」に改める。

第三十九条第一項第一号中「特定不況産業」を「特定産業」に改め、同条第二項中「特定不況産業」を「特定産業」に、「安定基本計画」を「構造改善基本計画」に、「当該設備の処理が譲渡により行われる場合において、譲渡を受ける者が」を「当該設備の処理を行う事業者に対し」に改める。

第四十七号第四号を同条第五号とし、同条第二号中「銀行」を「前号に掲げるものほか、銀行」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第三十九条第一項第一号の資金の貸付けを行う金融機関（大蔵大臣及び通商産業大臣の指定するものに限る。）で基金との契約に従つて大蔵大臣及び通商産業大臣の指定する条件で当該貸付けを行うものへの預金

第五十五号中「特定不況産業」を「特定産業」に改める。

第五十六号中「安定基本計画」を「構造改善基本計画」に改め、「設備の処理」の下に、事業提携を加える。

第五十七号及び第五十八号第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に改める。

附則第二号中「昭和五十八年六月三十日」を「昭和六十六年六月三十日」に改める。

附則第六号第二項中「特定不況産業安定臨時措置法」を「特定産業構造改善臨時措置法」に、「安定法」を「構造改善法」に改める。

附則（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）
第二条 この法律の施行の際、改正後の特定産業構造改善臨時措置法（以下「新法」という。）第二

条第一項に規定する特定産業で改正前の特定不況産業安定臨時措置法（以下「旧法」という。）第二条第一項に規定する特定不況産業であるもの（以下「継続特定産業」という。）に関する新法第三条第一項の規定の適用については、「前条第一項の規定による指定があつたときは、特定産業ごとに、速やかに」とあるのは、「特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日から起算して九十日以内に、継続特定産業ごとに」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用される新法第三条第一項の規定により同項に規定する構造改善基本計画が定められ、同条第七項の規定により告示されるまでは、この法律の施行の際旧法第三条第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定により告示されている当該継続特定産業に係る同条第一項に規定する安定基本計画で、この法律の施行の際同条第二項第一号又は第二号に掲げる事項につき効力を有しているものは、当該継続特定産業に関する新法第三条第一項に規定する構造改善基本計画とみなす。

3 この法律の施行前に旧法によりされた処分、手続その他の行為でこの法律の施行の際実施されている共同行為に係るもの（継続特定産業に係るものに限る。）は、昭和五十八年六月三十日までは、新法の相当規定によつてしたものとみなす。

第三条 この法律の施行の際旧法第二条第一項に規定する特定不況産業であるもので継続特定産業以外のものについては、昭和五十八年六月三十日までは、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行の際その名称中に特定産業信用基金という文字を用いている者については、新法第十九条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第五条 この法律の施行前にした行為及び附則第三号の規定によりなお従前の例によることとさ

れる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方税法の一部改正）
第六条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「特定不況産業信用基金」を「特定産業信用基金」に改める。

附則第十一号の四に次の二項を加える。

11 道府県は、特定産業構造改善臨時措置法（昭和五十二年法律第四十四号）第二条第一項に規定する特定産業に属する事業のうち政令で定める事業を営む者が同法第八条の二第一項の承認（同法第八条の三第一項の規定による変更の承認を含む。以下同じ。）に係る事業提携計画（同法第八条の三第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの）に定めるところに従つて現物出資又は営業の譲渡（当該出資又は当該譲渡に係る同法第八条の二第一項の承認（以下単に「承認」という。）が特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第

号）の施行の日から昭和六十年三月三十一日までの間にされたものに限る。）をした場合において、当該出資又は当該譲渡を受けた者が当該出資又は当該譲渡に係る不動産（政令で定めるものに限る。）を取得し、かつ、当該不動産の取得の日から引き続き三年以上当該不動産を政令で定めるところにより当該事業提携計画に係る事業の用に供したときは、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が承認の日から一年以内に行われたときに限り、当該税額から価格の六分の一に相当する額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

12 第七十三条の二十五から第七十三条の二十七までの規定は、前項に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収

猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、第七十三条の二十五第一項中「土地の取得」とあるのは、附則第十一号の四第十一項に規定する不動産（以下「不動産」という。）の取得」と、「当該土地」とあるのは「当該不動産」と、「前条第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「同項」と、「同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から二年以内、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年以内」とあるのは「当該取得の日から三年以内」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項中「土地」とあるのは「不動産」と、第七十三条の二十六第一項中「第七十三条の二十四第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第十一号の四第十一項」と、第七十三条の二十七第一項中「土地」とあるのは「不動産」と、「第七十三条の二十四第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第十一号の四第十一項」と、「これら」とあるのは「同項」と読み替へるものとする。

（関税暫定措置法の一部改正）
第七条 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第六条の四「特定不況産業安定臨時措置法」を「特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第 号）」による改正前の特定不況産業安定臨時措置法」に改める。

（所得税法の一部改正）
第八条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中特定不況産業信用基金の項を削り、特定産業退職金共済組合の項の次に次のように加える。

特定産業信用基金

特定産業構造改善臨時措置法(昭和五十三年法律第四十四号)

(法人税法の一部改正)

第九条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。
別表第二第一号の表中特定不況産業信用基金の項を削り、特定産業退職金共済組合の項の次に次のように加える。

特定産業信用基金

特定産業構造改善臨時措置法(昭和五十三年法律第四十四号)

(印紙税法の一部改正)

第十条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。
別表第三中特定不況産業安定臨時措置法(昭和五十三年法律第四十四号)第三十九条第一項第一号(業務)の業務に関する文書の項を次のように改める。

特定産業構造改善臨時措置法(昭和五十三年法律第四十四号)第三十九条第一項第一号(業務)の業務に関する文書

特定産業信用基金

(特定船舶製造業安定事業協会法の一部改正)

第十一条 特定船舶製造業安定事業協会法(昭和五十三年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「特定不況産業安定臨時措置法(昭和五十三年法律第四十四号)と相まつて」を削る。

第三十条第二項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とする。

(大蔵省設置法の一部改正)

第十二条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第九号中「特定不況産業信用基金」を「特定産業信用基金」に改める。

(通商産業省設置法の一部改正)

第十三条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第九条第三号の二中「特定不況産業信用基金」

を「特定産業信用基金」に改める。

理由

最近における基礎素材産業をめぐる内外の厳しい経済動向にかんがみ、特定不況産業安定臨時措置法が廃止するものとされる期限を昭和六十三年六月三十日まで延長し、特定産業について、引き続き行う設備の処理等に係る共同行為の実施に関する指示等の措置と併せて、生産若しくは経営の規模又は生産の方式の事業提携等による適正化を促進するための措置を計画的に講ずること等により、その構造改善を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特定不況地域中小企業対策臨時措置法の一部を改正する法律案

特定不況地域中小企業対策臨時措置法の一部を改正する法律

特定不況地域中小企業対策臨時措置法(昭和五十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
特定産業関連地域中小企業対策臨時措置法
第一条中「の経営の安定を図る」を「について経営の安定を図り、及び事業の新分野の開拓等を促進する」に改める。

第二条第二項中「特定不況産業」を「特定産業」に改め、同条第三項中「特定不況地域」を「特定地域」に改め、同項第一号中「特定不況産業」を「特定産業」に改め、同条第四項中「図る」を「図る等のため」に改める。

第三条中「特定不況地域」を「特定地域」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(新分野開拓事業等に係る実施計画)
第三条の二 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める認定中小企業者(前条第一項又は第二項の認定を受けた中小企業者をいう。以下同じ。)のために実施する新商品若しくは新技術の研究開発、需要の開拓その他の事業の新分野の開拓に関する事業又は設備の近代化、人材の養成その他の事業の合理化に関する事業(以下「新分野開拓事業等」という。)について実施計画を作成し、これを政令で定めるところにより当該実施計画に係る認定中小企業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、その実施計画が適当である旨の承認を受けることができる。

一 認定中小企業者のうち第二条第一項第五号に掲げる者であるもの以外のもの、その者に掲げる者であるもの(以下「認定組合」という。)、その者又はその直接若しくは間接の構成員(以下単に「構成員」という。)である認定中小企業者

三 第二条第一項第五号に掲げる者であるもの(認定組合を除く。)(うちその構成員の三分の二以上が認定中小企業者であるもの(以下「特定組合」という。))その構成員である認定

中小企業者

2 前項の実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 新分野開拓事業等の目標
二 新分野開拓事業等の内容及び実施時期
三 新分野開拓事業等を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

四 認定組合又は特定組合(以下「認定組合等」という。))が新分野開拓事業等に必要な試験研究費に充てるためその構成員に対し負担金の賦課をしようとする場合にあつては、その賦課の基準

3 都道府県知事は、第一項の承認の申請があつた場合において、その実施計画が、当該実施計画に係る認定中小企業者について事業の新分野の開拓又は事業の合理化(以下「事業の新分野の開拓等」という。))を進めるために有効かつ適切なものであることその他の政令で定める基準に該当するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

4 前三項に規定するもののほか、第一項の承認及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

第四条中「前条第一項又は第二項の認定を受けた中小企業者(以下「認定中小企業者」という。))」を「認定中小企業者」に改め、「行うのに必要な資金」の下に「並びに認定中小企業者又は特定組合が前条第一項の承認を受けた同項の実施計画に従つて新分野開拓事業等を実施するのに必要な資金」を加える。

第五条中「特定不況地域」を「特定地域」に改める。

第六条の見出し中「による特定不況地域関係保証」を削り、同条第一項中「特定不況地域関係保証」を「特定地域関係保証」に、「第一条第一項第五号に掲げる者(認定中小企業者であるもの又はその構成員の三分の二以上が認定中小企業者であるものに限る。)」を「認定組合等」に、「特定不況地域及び」を「特定地域及び」に、「特定不

況地域中小企業対策臨時措置法」を「特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法」に改め、同条第二項及び第三項中「特定不況地域関係保証」を「特定地域関係保証」に改め、同条第四項中「特定不況地域内」を「特定地域内」に、「特定不況地域及び」を「特定地域及び」に、「特定不況地域関係保証」を「特定地域関係保証」に改め、同条に次の一項を加える。

5 認定中小企業者又は特定組合であつて第三条の二第一項の承認を受けた同項の実施計画に従つて新分野開拓事業等を実施するものについては、中小企業信用保険法の規定の適用については、当該認定中小企業者又は特定組合は、同法第二条第三項の近代化関係中小企業者となす。この場合において、同法第三条第四項、第三条の四第一項及び第三条の五第一項中「第三条の七第二項」とあるのは「第三条の七第二項（特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法第六條第五項の規定により読み替へて適用する場合を含む。）」と、同法第三条の六第一項中「次条第二項」とあるのは「次条第二項（特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法第六條第五項の規定により読み替へて適用する場合を含む。）」と、同法第三条の七第一項中「三千万円」とあるのは「五千万円（次項に規定する設備の近代化又は中小企業構造の高度化のために必要な資金（以下「特定近代化資金」という。）に係る債務の保証に係る関係保証については、三千万円）」と、「五千万円」とあるのは「一億円（特定近代化資金に係る債務の保証に係る関係保証については、五千万円）」と、同条第二項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「高度化」とあるのは「高度化又は特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法第三条の二第一項の承認を受けた同項の実施計画に係る新分野開拓事業等の実施」とする。

第七条 次のように改める。
（試験研究費に充てるための負担金等についての特例）

第七条 認定組合等が、第三条の二第一項の承認を受けた同項の実施計画で定める賦課の基準に基づいてその構成員たる中小企業者に対し、試験研究の実施に必要な機械装置（工具、器具及び備品を含む。）を取得し、又は製作するための費用に充てるための負担金を賦課した場合において、その構成員たる中小企業者がその負担金を納付したときは、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の定めるところにより、その負担金について特別償却を行うことができる。

2 認定組合等が第三条の二第一項の承認を受けた同項の実施計画で定める賦課の基準に基づいてその構成員に対し新分野開拓事業等に必要な試験研究費に充てるための負担金を賦課した場合において、その構成員がその負担金を納付したときは、租税特別措置法の定めるところにより、その負担金について試験研究費の額が増加した場合の課税の特例の適用があるものとす。

3 認定組合等が、第三条の二第一項の承認を受けた同項の実施計画で定める賦課の基準に基づいてその構成員に対して賦課した負担金の全部又は一部をもつて、当該実施計画で定める新商品又は新技術の研究開発に關して行う試験研究の用に直接供する固定資産を取得し、又は製作したときは、租税特別措置法の定めるところにより、所得の金額の計算について特別の措置を講ずる。

4 認定組合等が第三条の二第一項の承認を受けた同項の実施計画に係る新分野開拓事業等を円滑に実施することを助長するため、当該新分野開拓事業等の用に供する土地に係る特別土地保有税及び当該新分野開拓事業等の用に供する施設に係る事業所税については、地方税法（昭和二十五年法律第二十六号）の定めるところにより、必要な措置を講ずる。

第八条の前の見出し、同条及び第九条中「特定不況地域」を「特定地域」に改める。

第十条中「の経営の安定」を「についての経営の安定及び事業の新分野の開拓等」に、「特定不況地域」を「特定地域」に改める。

第十一条中「の経営の安定」を「についての経営の安定、事業の新分野の開拓等」に、「特定不況地域」を「特定地域」に改め、同条の次に次の三項を加える。

（指導及び助言）
第十二条 国及び都道府県は、認定中小企業者又は特定組合に対し、新分野開拓事業等の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

（報告の徴収）
第十三条 都道府県知事は、第三条の二第一項の実施計画につき同項の承認を受けた認定中小企業者又は特定組合に対し、当該実施計画に係る新分野開拓事業等の実施状況について報告を求めることができる。

（罰則）
第十四条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附則第二項中「昭和五十八年六月三十日」を「昭和六十六年三月三十日」に改める。

附則
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（産地中小企業対策臨時措置法の一部改正）
第二条 産地中小企業対策臨時措置法（昭和五十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第三条第四項中」を「第三条第四項、第三条の四第一項及び第三条の五第一項

中」に、「第三条の四第一項中」第三条の七第二項」とあるのは「第三条の七第二項（産地中小企業対策臨時措置法第六條の規定により読み替へて適用する場合を含む。）」とを「第三条の六第一項中」次条第二項」とあるのは「次条第二項（産地中小企業対策臨時措置法第六條の規定により読み替へて適用する場合を含む。）」とに、「産地中小企業対策臨時措置法第四条第二項第一号の合理化事業（以下単に「合理化事業」という。）に必要な資金以外の資金」を「次項に規定する設備の近代化又は中小企業構造の高度化のために必要な資金（以下「特定近代化資金」という。）」に、「合理化事業に必要な資金以外の資金」を「特定近代化資金」に改め、「高度化又は」の下に「産地中小企業対策臨時措置法第四条第一項の承認を受けた事業合理化計画に係る」を加える。

（地方税法の一部改正）
第三条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。
第五百八十六條第二項第十三号の二の次に次の一号を加える。
十三の三 特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法（昭和五十三年法律第六号）第三条の二第二項第四号に規定する認定組合等が同条第一項の規定による承認を受けた同項の実施計画に従つて実施する同項の新分野開拓事業等（これに係るものとして政令で定める事業を含む。）の用に供する土地
附則第三十二條の三第一項中「次条」を「次項及び次条」に改め、同条第五項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項の表の下欄（第七百一条の四十三第二項の項の下欄を除く。）中「附則第三十二條の三第二項若しくは第三項」を附則第三十二條の三第三項から第五項まで」に改め、「附則第三十二條の三第一項の下に」若しくは第二項」を加え、附則第三

十二条の三第四項を同条第六項とし、同条第三項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 指定都市等は、事業所用家屋で特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法第三条の二第一項の規定による承認を受けた同項の実施計画に係る新分野開拓事業等の用に供する第二項の政令で定める施設に係るものの新築又は増築で当該新分野開拓事業等を実施する認定組合等が建築主であるものに係る新増設事業所床面積に対しては、当該新築又は増築が特定不況地域中小企業対策臨時措置法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第 号)の施行の日から昭和六十六年六月三十日までに行われたときに限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、新増設に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第十項の規定を準用する。

附則第三十二条の三第二項中「次項」を「第五項」に、「以下本条」を「次項及び第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定都市等は、特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法第三条の二第二項第四号に規定する認定組合等(第五項において「認定組合等」という。)が同条第一項の規定による承認を受けた同項の実施計画に従つて実施する同項の新分野開拓事業等(第五項において「新分野開拓事業等」という。)の用に供する施設で政令で定めるものに係る事業所床面積及び従業員給与総額に対しては、昭和六十六年六月三十日までに終了する事業年度分に限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、事業に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第十項の規定を準用する。

附則第三十二条の三の二第一項中「前条第三項」を「前条第四項」に改め、「前条第一項」の下

に「若しくは第二項」を加える。

(中小企業庁設置法の一部改正)

第四条 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第七号の七中「特定不況地域中小企業対策臨時措置法」を「特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法」に改める。

理 由

特定の業種に属する事業所に対する依存度の大きい地域においてこれらの事業所における事業の廃止等の影響を受ける多数の中小企業者の経営がなお不安定であり、その経済的環境の変化への適応を促す必要がある状況にかんがみ、特定不況地域中小企業対策臨時措置法が廃止するものとされる期限を昭和六十六年六月三十日まで延長し、あわせてこれら中小企業者について事業の新分野の開拓等を促進するための措置を新たに講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十八年三月十一日印刷

昭和五十八年三月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局